

平成23年12月22日裁決

主文

本件再審査請求を棄却する。

理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人(以下「請求人」という。)の再審査請求の趣旨は、障害等級2級以上の障害基礎年金及び障害厚生年金の支給を求めることである。

第2 再審査請求の経過

1 請求人は、化学物質過敏症(以下「当該傷病」という。)により障害の状態にあるとして、平成〇年〇月〇日(受付)、社会保険庁長官に対し、障害認定日による請求(予備的に事後重症による請求)として障害基礎年金及び障害厚生年金(以下、併せて「障害給付」という。)の裁定を請求した。

2 厚生労働大臣(注:国民年金の給付及び厚生年金保険の保険給付を受ける権利は、平成22年1月1日から厚生労働大臣が裁定)は、平成〇年〇月〇日付で、障害認定日における請求人の当該傷病による障害の状態は、厚生年金保険法施行令別表第1に掲げる程度(障害等級3級)に該当するとして、請求人に対し、受給権を取得した年月を平成〇年〇月とする障害等級3級の障害厚生年金を支給する旨の決定をし、もって、それを超える障害給付はこれを支給しない旨の裁定をした(以下、この裁定を「原処分」という。)

3 請求人は、原処分を不服とし、〇〇〇〇厚生局社会保険審査官(以下「審査官」という。)に対する審査請求を経て、当審査会に対し、再審査請求をした。

第3 問題点

1 障害等級2級の障害厚生年金は、障害の状態が国民年金法施行令(以下「国年令」という。)別表に掲げる2級の程度に該当しない場合は、支給されないこととなっている。なお、2級以上の障害厚

生年金が支給される者には、併せて障害基礎年金が支給されることとなっている。

2 本件の問題点は、障害認定日及び裁定請求日当時における請求人の当該傷病による障害の状態(以下「本件障害の状態」という。)が、国年令別表に掲げる2級の程度に該当しないと認めることができるかどうかである。

第4 審査資料

「略」

第5 事実の認定及び判断

1 「略」

2 前記認定の事実に基づき、本件の問題点を検討し、判断する。

(1) 請求人の当該傷病による障害により障害等級2級の障害給付が支給される障害の程度としては、国年令別表に「身体の機能の障害又は長期わたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であつて、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの」(15号)が掲げられている。

そして、国民年金法及び厚生年金保険法上の障害の程度を認定するためのより具体的な基準として、社会保険庁により発出され、同庁の廃止後は厚生労働省の発出したものとみなされて、引き続き効力を有するものとされている「国民年金・厚生年金保険障害認定基準」(以下「認定基準」という。)が定められているが、給付の公平を期するための尺度として、当審査会もこの認定基準に依拠するのが相当であると考えるものである。

認定基準の第2「障害認定に当たっての基本的事項」の「1 障害の程度」によれば、日常生活が著しい制限を受けるか又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度とは、必ずしも他人の助けを借りる必要はないが、日常生活は極めて困難で、労働により収入を得ることができない程度

ものであり、例えば、家庭内の極めて温和な活動（軽食作り、下着程度の洗濯等）はできるが、それ以上の活動はできないもの又は行ってはいけないもの、すなわち、病院内の生活でいえば、活動の範囲がおおむね病棟内に限られるものであり、家庭内の生活でいえば、活動の範囲がおおむね家屋内に限られるものである、とされている。

(2) 認定基準の第3第1章（以下「本章」という。）第18節／その他の疾患による障害によれば、その他の疾患による障害は、本章「第1節 眼の障害」から「第17節 高血圧症による障害」において取り扱われていない疾患による障害とされているところ、その他の疾患による障害の程度は、全身状態、栄養状態、年齢、術後の経過、予後、原疾患の性質、進行状況等、具体的な日常生活状況等を考慮し、総合的に認定するものとし、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状があり、日常生活が著しい制限を受けるか又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のものを2級に該当するものと認定するとされ、障害の程度は、一般状態が後掲一般状態区分表のエ又はウに該当するものは2級におおむね相当するので、認定に当たっては参考とする、とされている。

一般状態区分表

| 区分 | 一般状態 |
|----|--|
| ア | 無症状で社会活動ができ、制限を受けることなく、発病前と同等にふるまえるもの |
| イ | 軽度の症状があり、肉体労働は制限を受けるが、歩行、軽労働や座業はできるもの 例え、軽い家事、事務など |
| ウ | 歩行や身のまわりのことはできるが、時に少し介助が必要なこともあり、軽労働はできないが、日中の50%以上は起居しているもの |

| | |
|---|---|
| エ | 身のまわりのある程度のことはできるが、しばしば介助が必要で、日中の50%以上は就床しており、自力では屋外への外出等がほぼ不可能となったもの |
| オ | 身のまわりのこともできず、常に介助を必要とし、終日就床を強いられ、活動の範囲がおおむねベッド周辺に限られるもの |

(3) はじめに、前記1の(1)で認定した事実によれば、障害認定日ころの請求人の当該傷病による障害の状態は、一般状態区分は「ウ」とされ、自覚症状として、頭痛、咳き込み、吐き気、眼の刺激感、充血、胸苦しさ、肩コリ、倦怠感、関節痛などの多彩な症状が出現し、これらの症状は微量化学物質により容易に悪化する状態が続いているとされ、他覚所見としては、初診時に検出された眼球追従運動障害、自律神経失調がなお存続しているとされて、日常生活にも支障をきたしているとされているが、検査成績の記載はなく、日常生活における栄養を含めた生活環境の改善を積極的に行っているとされている。

また、前記1の(2)で認定した裁定請求日ころの請求人の当該傷病による障害の状態は、上記障害認定日ころの障害の状態とほぼ同様である。

以上によれば、請求人の障害認定日及び裁定請求日当時の本件障害の状態は、いずれも日常生活が不便であることはうかがえるものの、環境要因を遠ざけるなどの生活改善により、自分に適した環境であれば日常生活は可能と認めるのが相当であるから、それは、日常生活が著しい制限を受けるか又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度に至っていないといえない。

請求人は、衣食住それぞれにおいて環境要因を遠ざけるために多くの工夫と対策を講じる必要があつて、日常生活に著しい支障があると主張するので

あるが、同時にその主張によれば、〇〇〇〇等への転地療養を実施して良好な結果が得られたというのであり、このことからすれば、外出などが全く困難なわけではなく、また、上記のとおり、生活環境次第では十分に日常生活は可能なものといえることができるのである。

そうすると、障害認定日及び裁定請求日における本件障害の状態は、いずれも国年令別表に掲げる2級の程度に該当しないと認めるのが相当であり、もとよりそれより重い1級にも該当しないから、原処分は妥当であって、これを取り消すことはできない。

以上の理由によって、主文のとおり裁決する。